正しい申告・確かな納税

◎税の申告と納税を忘れないようにしよう

税金を納めるということは、社会の会費を納めることと同じであり、国民の義務です。

決められた期限までに納税しなかったり、不正な申告をしたりすると、本来の税額のほかに延滞金や加算金が課せられる場合があります。

延滞金

税金を納期限まで納めないときに徴収されます。

- ●納期限の翌日から1か月を経過するまで 延滞金特例基準割合(※1)に年1%を加算した割合
- ●それ以後、納税の日まで 延滞金特例基準割合(※1)に年 7.3%を加算した割合 ※延滞金特例基準割合:国内銀行の貸出約定平均金利(新規・ 短期)の前々年 10 月~前年 9 月における平均に、1%を加算 した割合
- ◇但し、納期限が平成 25 年 12 月 31 日以前の場合 [平成 25 年 12 月 31 日までの期間に対応するもの]
- ●納期限の翌日から1か月を経過する日まで 税額に特例基準割合(※1)を乗じた額
- ●それ以後、平成25年12月31日まで 税額に年14.6%の割合を乗じた額
 - (※1)特例基準割合:各年の前年の11月30日を経過するときの 商業手形の基準割引率に4%の割合を加算した割合

加 算 金

税を申告しなかったり、事実より少なく申告 したり、税を免れようとした場合に徴収されます。

- ●過少申告加算金(申告が実際より少ない場合) 過少申告加算金=増差税額×10% ただし、期限内申告税額又は50万円を超える部分は15%
- ●不申告加算金(期限内に申告しなかった場合)(※2)(※3) 不申告加算金=納める税額×15%+50万円超の税額部分×5% ただし、期限後申告等が更生等を予知してされたものでないときは5%
- ●重加算金(二重帳簿など、故意に税を逃れようとした場合等)(※2)
 - 〇期限内に申告している場合

增差税額×35%

- 〇期限後に申告したり、申告自体しなかった場合 納める税額×40%
- (※2)平成29年1月1日以後に申請書の提出期限が到来する地方税については、過去5年間に不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがある場合、更に10%上乗せされます。
- (※3)令和6年1月1日以後に申請書の提出期限が到来する地方税について は、納める税額が300万円を超える部分に対し10%上乗せされます。